

能代市長 様

第 2 期秋田県移住・就業支援事業に係る移住支援金
（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）交付申請書

第 2 期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び能代市移住・就業支援金交付要綱に基づき、移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒 能代市	電話 番号	（固定）
			（携帯）
メール アドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）	人
移住支援 金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
		テレワ ーク		関係人 口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙 1 の 1 「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙 1 の 2 「第 2 期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、能代市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 能代市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 移住元での業務を移住先において引き続き行うことについて		A. 誓約する		B. 誓約しない

(関係人口の場合のみ記載) 別紙１の３「関係人口の場合」について		A. 該当する		B. 該当しない
-------------------------------------	--	---------	--	----------

※ 各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 能代市に住民票を移す直前の10年間における東京23区内の在住履歴

期間	在住先の住所

6 能代市に住民票を移す直前の10年間における東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他

管理コード（県及び市町村使用欄）	
------------------	--

1 移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の交付申請に関する誓約事項

- (1) 第 2 期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び能代市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、第 2 期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び能代市移住・就業支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の全額又は半額を返還します。
 - ア 移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請日から 3 年未満に能代市外に転出した場合：全額
 - ウ 移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請日から 1 年以内に能代市移住・就業支援金交付要綱第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に能代市外に転出した場合：半額
- (3) 住所、就業先等の移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の要件に関する事項の異動について、移住支援金支給の要件となる就業先法人が当該事実を県に報告することに同意します。
- (4) 私及び私と同一の世帯に属する者は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

2 第 2 期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

県及び能代市は、第 2 期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び能代市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

3 関係人口の場合は、次のいずれにも該当することが要件です。

ア 移住支援金の申請日において、次のいずれかに該当すること

(ア) 能代市移住体験ツアーへの参加経験を有すること。

(イ) 申請日の属する年度以前において、ふるさと納税を行った年度が二以上あること。

イ 市内への転入後、市内において、新たに常用雇用（期間を定めずに、又は概ね 6 月以上の期間を定めて雇用されることをいう。）され、又は新たに事業を営むこと。